



秋田県公報

告 示

開発行為に関する工事の完了(八三七・秋田地域振興局建設部).....	3
建築基準法による道路位置の指定(八三八・由利地域振興局建設部).....	4
公告	
土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部).....	4
第三十三回採石業務管理者試験の合格者(資源エネルギー課).....	4

目 次	ページ
道路区域の変更(八三丁了八三六・道路環境課).....	1

告 示

道路区域の変更(八三丁了八三六・道路環境課)..... 1

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	路線名			
新	旧	百七号	本荘市出戸町字一番堰一五九番一地从先から字御門二九二番三地从先まで	一一・五〇〇二六・〇〇	一・〇九五
	新	百七号			
旧	旧	百七号	本荘市出戸町字一番堰一五九番一地从先から字御門二九二番三地从先まで	一一・五〇〇二六・〇〇	一・〇九五
	新	百七号			

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年十月二十六日から同年十一月八日まで

秋田県告示第八百三十三号

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧新別	路線名			
旧	旧	百五号	本荘市出戸町字御門二九三番一地从先から字一番堰一九〇番一地从先まで	一一・五〇〇二六・〇〇	一・〇九五
	新	百五号			

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年十月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

新	百五号	本荘市出戸町字御門二九三番一から字一番堰一九〇番一地先まで	二六・五〇〇六四・二〇	一・〇九五
---	-----	-------------------------------	-------------	-------

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十月二十六日から同年十一月八日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年十月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百三十四号

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
百八号	新	旧	本荘市出戸町字二番堰八五番四地先から字御門二九二番三地先まで	二六・五〇〇六四・二〇	二二・五〇〇二六・〇〇	〇・八八四
	旧	新				

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十月二十六日から同年十一月八日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年十月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八百三十五号

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
日三市角館線	新	旧	日三市角館線	仙北郡角館町小勝田字松ヶ崎四三番二地先から二八番一地先まで	六・六〇〇一〇・二〇	〇・一六六	
	旧	新					
日三市角館線	新	旧	日三市角館線	仙北郡角館町小勝田字松ヶ崎四三番二地先から二八番一地先まで	六・六〇〇一〇・二〇	〇・一六六	
	旧	新					

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十月二十六日から同年十一月八日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年十月二十六日

秋田県告示第八百三十六号

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県 道	新	新	金沢吉田柳田線	C	平鹿郡平鹿町上吉田間内字明通四〇番七地先から字中山一三四番一 地先まで	一三・〇〇〇〇三七・〇〇〇	〇・五〇〇
	旧	旧	金沢吉田柳田線	B	平鹿郡平鹿町上吉田間内字中山九九番一地先から一三三番一 地先まで	八・〇〇〇〇一一・〇〇〇	〇・二七〇
県 道	新	新	金沢吉田柳田線	A	平鹿郡平鹿町上吉田間内字中山八一番六地先から八八番一 地先まで	一一・〇〇〇〇一二・〇〇〇	〇・一四〇
				C	平鹿郡平鹿町上吉田間内字明通四〇番七地先から字中山一三四 番一地先まで	一三・〇〇〇〇三七・〇〇〇	〇・五〇〇
				B	平鹿郡平鹿町上吉田間内字中山九九番一地先から一三三番一 地先まで	八・〇〇〇〇一一・〇〇〇	〇・二七〇
	旧	旧	金沢吉田柳田線	A	平鹿郡平鹿町上吉田間内字中山八一番六地先から八八番一 地先まで	一一・〇〇〇〇一二・〇〇〇	〇・一四〇
				C	平鹿郡平鹿町上吉田間内字明通四〇番七地先から字中山一三四 番一地先まで	一三・〇〇〇〇三七・〇〇〇	〇・五〇〇
				B	平鹿郡平鹿町上吉田間内字中山九九番一地先から一三三番一 地先まで	八・〇〇〇〇一一・〇〇〇	〇・二七〇

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十月二十六日から同年十一月八日まで

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年八月三十日付け指令秋建三二一九で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十六年十月二十六日

秋田県告示第八百三十七号

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南秋田郡昭和町豊川龍毛字開沢二十五番地一
有限会社 水沼商事 代表取締役 水沼 幹 夫
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
南秋田郡飯田川町下蛇川字道心谷地三十番一の内、五十七番

秋田県告示第八百三十八号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
平成十六年十月二十六日
秋田県知事 寺田 典城

申請者の住所及び氏名 本荘市出戸町字小人町一一五番地三 本荘開発 代表 荘 司 清	道路の位置の指定箇所 本荘市薬師堂字一本木八〇番四、一〇〇番一	道路の延長 五五・七七メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十六年十月十四日
--	------------------------------------	--------------------	----------------	---------------------

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から次のとおり役員の新任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十六年十月二十六日

受験番号

二 一五 四〇

秋田県知事 寺田 典城

- 退任理事の住所及び氏名
- 南秋田郡五城目町大川谷地中字前田面十一番地 佐藤 久兵衛
 - 井川町今戸字寺ノ内百二十五番地 伊藤 保雄
 - 今戸字力子田百七十一番地三 遠藤 稔
 - 北川尻字海老沢村五番地一 鷲谷 與助
 - 飯田川町飯塚字鳥木沢二百十三番地 千種 甚也

平成十六年十月八日に実施した第三十三回採石業務管理者試験の結果次の受験番号の者が合格したので、公告する。
平成十六年十月二十六日

秋田県知事 寺田 典城

発行者 秋 田 県

印刷所

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaramatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁雄

